

公共施設等適正管理推進事業(除却事業)における 財政支援の拡充を求める意見書

平成26年4月、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を通達し、地方自治体での「公共施設等総合管理計画」策定を要請した。町田市では、この要請に従って平成28年に「町田市公共施設等総合管理計画」を策定している。各地方自治体でも、今後の社会構造や財政状況、公共施設の利用需要に対応した適正配置を行うための統廃合や、更新の取組を進めている。

地方自治体の現状は、公共施設の老朽化や人口減少・少子高齢社会を踏まえた施設保有量の縮減が必須条件であり、不要施設の除却は維持経費削減の観点からも喫緊の課題である。

本市においても小中学校の再編と適正配置に係る校舎体育館など、様々な公共施設の再編が検討されている中で、立地適正化や公共用地の有効活用を図る場合、集約化や複合化に伴い転用活用することができなく、除却すべき施設に該当する施設が多数出てくることが想定される。町田市では、首都圏の中でも先駆けて公共施設再編計画が進んでいることから、公共施設の除却費の捻出は他市以上に喫緊の課題といえる。

現在、国が行っている財政措置は、公共施設の再編に係る起債、地方交付税の対応がなされているが、除却事業に対する財政措置は起債のみであり、地方交付税の算定対象外である。

よって、町田市議会は地方自治体における公共施設マネジメントの一層の推進を図る上でも総務省における公共施設等適正管理推進事業のうち、除却事業に係る地方財政支援の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。